平成２７年（フ）第１０８６号
京都府木津川市木津宮ノ堀７番地１　シャンブルパレス106号
債務者　渡邉　文隆
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
京都市山科区大宅桟敷５番地　栂辻市営住宅５棟202号
債務者　岡本　貞彦
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
京都市下京区猪熊通高辻下る高辻猪熊町360番地　ツリキマンション503号
債務者　古林　大弘
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町６丁目38番地リディアヤマモト壱番館405号
債務者　山口　良紀
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１６号
兵庫県姫路市大津区平松155番地５
債務者　山本　久照
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２４号
兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古164番地　エルタウン203号室
債務者　堀内　優子（旧姓佐々）
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２８号
兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口25番地の１ホワイトハイツＢ－207号、従前の住所兵庫県加古川市米田町平津158番地の７
債務者　鎌谷美智子
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３７号
兵庫県姫路市青山南３丁目３番３－116号
債務者　河本　久子
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４７号
兵庫県姫路市香寺町犬飼576番地１　203号、従前の住所兵庫県姫路市下手野５丁目19番13号
債務者　安藤　憲治
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４５号
鳥取県東伯郡北栄町江北460番地68　石原アパート　２号
債務者　ナカノ　ジョセフィン　ディオキノ（ＮＡＫＡＮＯ　ＪＯＳＥＰＨＩＮＥ　ＤＩＯＱＵＩＮＯ）
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第７７６号
広島市佐伯区五日市中央２丁目３番52－205号　コーポ千鶴
債務者　兵頭　　徹
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８６９号
広島県安芸郡坂町横浜中央２丁目４番14号
債務者　横地　孝行
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０号
広島県東広島市西条朝日町７番33－901号　アステージ西条中央公園
債務者　谷川　輝彦
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１号
広島県東広島市西条朝日町７番33－901号　アステージ西条中央公園
債務者　谷川美由紀
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２号
広島市安佐南区伴東８丁目41番14号、住民票上の住所広島市安佐北区安佐町大字久地263番地２
債務者　竹内　弘美
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２号
広島市安佐南区山本６丁目４番８号
債務者　小野又恵子
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４５号
広島市佐伯区湯来町大字伏谷1348番地１
債務者　繁本　由美
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部